



男女共に
人材が定着する
ようになった！

優秀な
人材が採れるよう
になった！

業績向上の
きっかけに
なった！

中小企業のみなさまへ！



人手不足対策のために

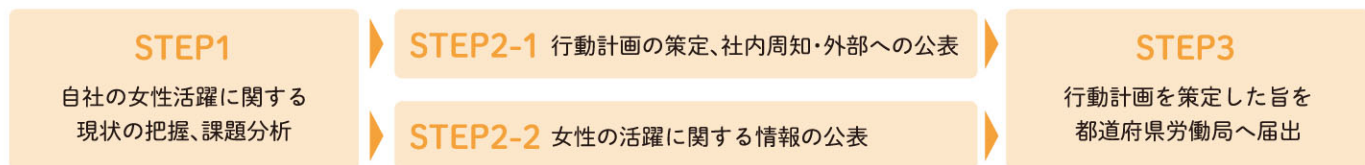
無料で
サポート

女性の活躍推進に取り組みませんか？

従業員数300人以下の中小企業は平成28年4月1日より女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。人手不足対策・働き方改革の近道として女性活躍推進に取り組む、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげましょう。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。



行動計画の策定とあわせて、自社の女性の活躍に関する情報を公表しましょう。

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得すると こんなメリットも

公共調達における 加点点評価

国の各府省において行う公共調達において、加点点評価されます。さらに「えるぼし」認定企業はより高く加点点評価されます。地方自治体においても同様の加点点評価場合があります。

▶ 詳しくは各府省、自治体へ

日本政策金融公庫 の融資制度

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」の利用の対象となります。

▶ 詳しくは日本政策金融公庫へ

両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)

自社の女性活躍に関する「数値目標」と、その達成にむけた取り組み目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

▶ 詳しくは都道府県労働局へ



中小企業の女性活躍の取り組みを、

シンポジウム・説明会や女性活躍推進アドバイザーによる 個別訪問支援により**無料**できめ細かく支援します！

シンポジウム・説明会等 ※詳細は下記HPでご確認ください。

無料支援

女性活躍推進に取り組んでいる中小企業の講演を含むシンポジウムや、行動計画策定、認定等についての説明会を開催します。

対象者

従業員数300人以下の
中小企業経営者・人事労務担当者の方

実施期間

平成30年7月～平成31年1月実施予定
(1回/2時間)

実施会場

シンポジウム 東京・大阪・愛知・福岡

説明会

北海道・宮城・秋田・福島・栃木・埼玉・千葉・東京・
神奈川・新潟・福井・三重・兵庫・島根・広島・香川

定員

シンポジウム 100～200名予定
説明会 50名予定

参加費

無料

全27回
シンポジウム
説明会等
実施



説明会・シンポジウムについての詳細の確認やお申込みは、次のサイトをご覧ください。
<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/seminar/explan/consultant.html>



女性活躍推進アドバイザーによる電話相談・個別訪問支援

無料支援

女性活躍推進アドバイザー(女性活躍推進分野における企業支援の専門家)が、御社の女性活躍の状況(採用・継続就業・管理職割合など)把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。

電話相談



対象者

従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

実施期間

平成30年4月～平成31年3月中旬実施予定

個別訪問



企業名		ご担当者	
TEL		E-mail	

お申込みはこちら

FAX(03-6809-4472)または、メール(suishin@jaaww.or.jp)にてPDFを送信ください。
➡ 後ほど事務局より打ち合わせのためご連絡いたします

お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局
一般財団法人女性労働協会

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/> 女性活躍推進サポートサイト



TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp